

片品村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
片品村教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

片品村教育委員会では、これまで「教職員の多忙化解消に向けた協議会」による提言や「群馬県教育ビジョン」の趣旨等を踏まえ、会議の精選や研修内容の見直し、勤務時間の適切な把握など、教職員の多忙化解消に向けた様々な取組を進めてきました。これらの取組を通して、教職員が児童生徒とより丁寧に向き合うことができる環境づくりに努めてきたところです。

今後、教職員一人一人が多忙化解消の進展を実感しながら、教育活動に対する「やりがい」を持って勤務に取り組めることは、片品村教育行政方針に掲げる「楽しく学び・明るく鍛えあい・豊かな心を育む 片品教育」を実現していく上で、非常に大切なことであると考えています。

こうした考えのもと、片品村教育委員会では、「片品村立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定しました。本計画に基づき、地域や関係者の皆様のご理解とご協力を得ながら、取組の改善や評価を継続的に行うことで、教職員が心身の健康を保ちつつ、児童生徒に向き合う時間を確保・充実させ、持続的に質の高い教育活動を行える環境づくりを進めていきたいと考えています。

(2) 片品村の現状

- 本村では、令和2年3月に「片品村立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則」を定め、教職員の在校等時間の把握と、その縮減に向けた取組を行ってきました。
- その結果、本村における令和6年度の教育職員の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりとなっています。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合	年間360時間を 上回る割合
小学校	月20.3時間	8.3%	0.5%	25%
中学校	月29.3時間	14.7%	0%	46.2%

※教諭には養護教諭を含む。

- これまでの取組により、一定の改善は見られるものの、時間外在校等時間が月45時間を超える割合は、全体で11.2%となっており、引き続き改善が求められる状況です。特に、教頭や中学校教諭において在校等時間が長くなる傾向が見られること、また、小中学校ともに個人差が大きいことが課題として挙げられます。
- 業務内容としては、勤務時間外の電話対応、宿題やテストの管理、平日の時間外における部活動指導などが、教職員の負担となっている状況が見受けられます。今後は、ICTのより一層の活用や地域との連携を進めることで、教職員が教育の質の向上に専

念できる時間を生み出していくことが重要であると考えています。

- これらの状況を踏まえ、公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条の規定に基づき、本計画を策定するものです。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 時間外在校等時間が月45時間以下となる割合を100%とすることを目指します。
- 時間外在校等時間が年360時間以下となる割合を100%とすることを目指します。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【R6 年度数値】

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上とすることを目指します。
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を11%以下とすることを目指します。
【15.3%】
- ストレスチェックにおける「働きがい」に関する質問への肯定的な回答の割合を向上させ、教職員が生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できる職場環境づくりを進めます。

3 計画の期間

- 本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。
なお、取組内容や状況に応じて、各年度において必要な見直しを行うことがあります。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 本村では、本計画期間中の重点事項として、次の取組を進めていきます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・ 各学校の実情を踏まえながら、地域学校協働活動等との連携・協働や関係団体との連携により、通学路の見守り活動を進めていきます。
 - ・ 登下校時の通学路における日常的な見守りについては、教職員の業務としないことを基本とします。
- ◆ 放課後から夜間の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・ 放課後から夜間における教職員の見回りについては、原則として異常時や災害時に限ることとします。
 - ・ 学校警察連絡協議会等において補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて、関係者間で認識の共有を図り

ます。

- ◆ 学校徴収金の管理（「3分類」③関係）
 - ・ 金融機関による口座振替等を推進し、教職員が現金を取り扱う機会の縮減を図ります。
- ◆ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）
 - ・ 地域学校協働活動推進員が、校務支援システム等のICTツールを活用して関係者への連絡調整を行うことを基本とします。
- ◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・ 過剰な苦情や不当な要求等、学校での対応が困難な事案については、スクールロイヤー等の専門家と連携し、助言や支援を受けながら対応します。
 - ・ 特定の教職員が一人で抱え込むことのないよう、組織的な対応体制の整備を進めます。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・ 校務支援システムの機能等を活用することにより、調査への回答に係る事務負担の軽減を図ります。
- ◆ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）
 - ・ 地域学校協働活動等との連携・協働や、事務職員の積極的な参画を進めていきます。
- ◆ ICT機器・ネットワーク設備の保守管理（「3分類」⑧関係）
 - ・ 委託業者を中心に整備・保守を行い、教職員の負担軽減と安定的な運用を進めます。
- ◆ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）
 - ・ 夏季休業中の学校プールの開放については、原則として行わないこととします。
 - ・ 体育館の開放については、使用する団体による主体的な運営を行っていきます。
- ◆ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑩関係）
 - ・ 各学校の実情を踏まえ、地域学校協働活動等や地域住民との連携により、見守り活動を進めます。
- ◆ 部活動（「3分類」⑬関係）
 - ・ 土日を含む部活動においては、部活動指導員や地域の多様な人材の活用など、地域展開・連携を進めていきます。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を推進すべき業務

- ◆ 給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）
 - ・ 食に関する指導については、学校栄養職員と連携して行います。
- ◆ 授業準備（「3分類」⑮関係）
 - ・ デジタル教材やICTツールの活用を促進し、準備作業の効率化を図るとともに、

教材の共有化を進めます。

- ◆ 学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）
 - ・ デジタル技術を活用し、評価業務の効率化と正確性の確保を図ります。
- ◆ 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）
 - ・ 修学旅行における業者との調整については、事務職員との連携体制を構築します。
- ◆ 進路指導の準備（「3分類」⑱関係）
 - ・ 入試関連業務については、ICTの導入や組織的な確認により、該当学年の負担軽減を図ります。
 - ・ 進学に関する情報については、事務職員と協働しながらICTを活用して蓄積していきます。
- ◆ 支援が必要な児童・生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門スタッフや、警察・児童相談所などの関係機関と連携します。
 - ・ 不登校（ユニパス）児童生徒への対応については、村教育委員会や「つなぐんオンラインサポート（つなサポ）」と連携し、オンラインによる学習支援・相談支援を活用します。

（2）学校における措置の推進

学校における次の取組を進めることで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直しを図ります。
- ・ 当初の目的が形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直しや、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間を勤務時間内に設定するなど、日課表の工夫を進めます。
- ・ デジタル技術の活用により、「GIGAスクール構想下での校務DXチェックリスト」に基づく自己点検項目の達成状況の向上を図ります。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の取組を進めます。

- ・ 1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員については、管理職が面談を行い、必要に応じて医師による面接指導を実施します。また、業務改善に関する希望等を聞き取り、全校で共通理解を図りながら、時間外在校等時間の縮減に向けた体制づくりを進めます。

- ・ 年次有給休暇については、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校において取得の促進を図ります。あわせて、夏季休業期間は4日間、冬季休業期間は2日間の取得を促します。
- ・ 定時退校日については、月1回以上の設定を進めます。
- ・ 夏季休業日における「行事をもたない期間」や、年末・年始の学校閉庁日については、原則として業務を行わないことを基本とします。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組を着実に進めるため、村内各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会や、必要に応じて総合教育会議において報告します。教育委員会においては、月ごとの各学校の在校等時間の状況を確認し、その状況に応じて、本計画の視点に沿った支援・助言を行います。
- ・ 児童生徒の支援に当たる村費任用教職員や、医療・福祉等の専門性を有する人材の確保については、首長関係部局や関係機関と連携を図りながら進めます。
- ・ 時間外在校等時間に関する目標の達成状況については、出退勤管理システムにより把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果を活用して確認します。
- ・ 教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られる場合には、当該学校への聞き取りや支援等を行います。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰り、休憩時間の確保に課題がある学校に対しては、年度途中であっても、速やかに個別の支援を行います。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、さまざまな機会を通じて本計画の周知を行うとともに、管理職向けのマネジメント研修等を充実させるなど、教育委員会としての支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会での協議等も踏まえながら、本計画に基づく取組を進めていきます。
- ・ 保護者や地域の理解を深めるため、首長部局と連携し、「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行い、具体的な取組について協力が得られるよう進めます。

学校と教師の業務の3分類

別添4

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における
日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける
校外の見回り、
児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理
(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間
の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や
不当な要求等の学校では対応
が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動
を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、
デジタル技術を活用し、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・
管理 | 学校が主役の場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保
守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職
員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委
託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備
の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検
を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、
機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全へ
の配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住
民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する
指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員
業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の
活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち
補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中
心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程
調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフ
の協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集
等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭
への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進